

六月二日（火曜日）

出席議員

のぐち	吉村	松平	宮野	ほかり	依田	高山	石沢	千田	豪一	浅川	山田	宮本	田中	沢田	小林	宮崎
けんたろう	美紀	雄一郎	ゆみこ	吉紀		かずひろ	のりゆき	恵美子		のぼる	ひろこ	伸一	香澄	けいじ	れい子	こうき

十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番	三十一番	三十二番	三十三番
-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------

たかはま	金子	市村	田中	名取	白石	松丸	岡崎	上田	品田	浅田	海津	高山	山本	板倉	関川
なおき	てるよし	やすとし	としかね	顕一	英行	昌史	義顕	ゆきこ	ひでこ	保雄	敦子	泰三	一仁	美千代	けさ子

欠席議員
なし

三十四番

議事日程		事務局職員		出席説明員	
日程第一	議案第二号	文京区特別区税条例の一部を改正する条例	事務局長	佐久間 康一	区 長 成 澤 廣 修
日程第二	議案第八号	窓口カウンター外九点の買入れについて	議事調査主査	杉 山 大 樹	副 区 長 佐 藤 正 子
日程第三	議案第九号	建物の処分について	議事調査主査	窪 田 英 二 郎	副 区 長 加 藤 裕 一
日程第四	議案第十号	建物の処分について	議事調査主査	高 橋 裕 美	教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈
日程第五	議案第十一号	建物の処分について	議事調査主査	高 橋 裕 美	企 画 政 策 部 長 新 名 幸 男
日程第六	議案第十二号	建物の処分について	議事調査主査	高 橋 裕 美	総 務 部 長 竹 田 弘 一
			議事調査主査	高 橋 裕 美	防 災 危 機 管 理 室 長 榎 戸 研
			議事調査主査	高 橋 裕 美	区 民 部 長 高 橋 征 博
			議事調査主査	高 橋 裕 美	ア カ デ ミー 推 進 部 長 長 塚 隆 史
			議事調査主査	高 橋 裕 美	福 祉 社 事 務 所 長 鈴 木 裕 佳
			議事調査主査	高 橋 裕 美	兼 務 課 長 総 務 課 長
			議事調査主査	高 橋 裕 美	地 域 包 括 ケ ア 推 進 担 当 部 長 こ だ も 未 来 部 長
			議事調査主査	高 橋 裕 美	保 健 衛 生 部 長 兼 文 京 保 健 所 長 阿 部 敦 子
			議事調査主査	高 橋 裕 美	都 市 計 画 部 長 小 鵜 沼 秀 之
			議事調査主査	高 橋 裕 美	土 木 部 長 細 矢 野 光 幸
			議事調査主査	高 橋 裕 美	資 源 環 境 部 長 松 永 直 剛
			議事調査主査	高 橋 裕 美	施 設 管 理 部 長 宇 民 直 樹
			議事調査主査	高 橋 裕 美	会 計 管 理 者 兼 事 務 取 扱 部 長 吉 田 民 清
			議事調査主査	高 橋 裕 美	教 育 推 進 部 長 畑 中 貴 史
			議事調査主査	高 橋 裕 美	総 務 課 長 畑 中 貴 史
			議事調査主査	高 橋 裕 美	地 域 包 括 ケ ア 推 進 担 当 部 長 こ だ も 未 来 部 長
			議事調査主査	高 橋 裕 美	保 健 衛 生 部 長 兼 文 京 保 健 所 長 阿 部 敦 子
			議事調査主査	高 橋 裕 美	都 市 計 画 部 長 小 鵜 沼 秀 之
			議事調査主査	高 橋 裕 美	土 木 部 長 細 矢 野 光 幸
			議事調査主査	高 橋 裕 美	資 源 環 境 部 長 松 永 直 剛
			議事調査主査	高 橋 裕 美	施 設 管 理 部 長 宇 民 直 樹
			議事調査主査	高 橋 裕 美	会 計 管 理 者 兼 事 務 取 扱 部 長 吉 田 民 清
			議事調査主査	高 橋 裕 美	教 育 推 進 部 長 畑 中 貴 史
			議事調査主査	高 橋 裕 美	総 務 課 長 畑 中 貴 史

日程第七 議案第十三号 建物の処分について
 日程第八 議案第十四号 建物の処分について
 日程第九 議案第十五号 建物の処分について
 日程第十 議案第十六号 建物の処分について

日程第十一 議案第十七号 文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事請負契約
 令和八年度文京区一般会計補正予算

日程第十二 議案第一号 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

日程第十三 議案第三号 文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第十四 議案第四号 文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 バリアフリー整備工事（区道第八八九号）請負契約

日程第十五 議案第十八号 文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の一部変更について

日程第十六 議案第二十四号 文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例

日程第十七 議案第五号 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例

日程第十八 議案第六号 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に係る協議

日程第十九 議案第七号 文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

日程第二十 議案第十九号 文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

日程第二十一 議案第二十号 文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

日程第二十二 議案第二十一号 文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

日程第二十三 議案第二十二号 文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

日程第二十四 議案第二十三号 文京区立第十中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

午後一時五十九分開議

○議長（市村やすとし） ただいまから、令和八年六月文京区議会定

例議会を開きます。

本件は、会議規則に基づき、議長において、
 八 番 石 沢 のりゆき 議員
 三十三番 関 川 けさ子 議員
 を指名いたします。

○議長（市村やすとし）

まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

○議長（市村やすとし）

次に、本定例議会の議会期間は、本日から

六月二十五日までの二十四日間といたします。

○議長（市村やすとし） この際、書記より、諸般の報告をいたします。

〔議事調査主査朗読〕

二〇二六文総総第二四〇号

令和八年六月二日

文京区議会議長 市村やすとし様
文京区長 成澤廣修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 一件 名 文京区男女平等センター改修その他工事
- 二 決定年月日 令和八年三月十二日
- 三 変更事項 契約金額

変更後 金四億九千四百二十九万六千円
変更前 金四億八千四百万円

二〇二六文総総第二四〇・二号

令和八年六月二日

文京区議会議長 市村やすとし様
文京区長 成澤廣修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の

規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 一件 名 文京区男女平等センター改修その他機械設備工事
- 二 決定年月日 令和八年三月十二日
- 三 変更事項 契約金額

変更後 金二億一千八百六十五万八千円
変更前 金二億一千六百六十八万九千円

二〇二六文総総第二四一号

令和八年六月二日

文京区議会議長 市村やすとし様
文京区長 成澤廣修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 一件 名 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他給排水設備工事
- 二 決定年月日 令和八年三月二十三日
- 三 変更事項 契約金額

変更後 金六億七千四百六十六万三千円

変更前 金六億二千二百五十三万四千円

二〇二六文総総第二四一・二号

令和八年六月二日

文京区長 成澤 廣修

文京区議会議員 市村 やすとし 様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

一件 名 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他

空気調和設備工事

二 決定年月日 令和八年三月二十三日

三 変更事項 契約金額

変更後 金十億六千五百七万五千円

変更前 金十億五千四百三十一万七千円

二〇二六文総総第二四二号

令和八年六月二日

文京区長 成澤 廣修

文京区議会議員 市村 やすとし 様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

一件 名 文京シビックセンターゴンドラ設備更新工事（二期）

期

二 決定年月日 令和八年四月一日

三 変更事項 契約金額

変更後 金十五億五千三百九十九万二千円

変更前 金十五億二千三百五十万円

二〇二六文総総第二四三号

令和八年六月二日

文京区長 成澤 廣修

文京区議会議員 市村 やすとし 様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

一件 名 公園再整備工事（文京区立大塚仲町公園）

二 決定年月日 令和八年四月一日

三 変更事項 契約金額

変更後 金二億七千五百五十五万九千二百円

変更前 金二億六千九百五十万円

二〇二六文総総第三一五号
令和八年六月二日

文京区議長 市村 やすとし 様
文京区長 成澤 廣修

令和七年度文京区一般会計予算の明許繰越しの報告について
このことについて、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十六條第二項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

〔別紙省略〕

二〇二六文総総第三一六号
令和八年六月二日

文京区議長 市村 やすとし 様
文京区長 成澤 廣修

令和七年度文京区一般会計予算の事故繰越しの報告について
このことについて、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十條第三項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

〔別紙省略〕

二〇二六文総総第三六七号
令和八年六月二日

文京区議長 市村 やすとし 様
文京区長 成澤 廣修

法人の経営状況を説明する書類の提出について

このことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の三第二項の規定により、下記の法人の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出いたします。

公益財団法人文京アカデミー

〔別紙省略〕

二〇二六文監第四七号
令和八年五月二十九日

文京区監査委員 渡部 敏明

同 松本 理恵子

同 岡崎 義顯

文京区議長 市村 やすとし 様

文京区職員措置請求に係る監査結果について（通知）

このことについて、監査結果を決定し、公表しましたので通知いたします。

文京区職員措置請求監査結果

「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託契約」の差止めに係る住民監査請求

中略。

二 結論

（一） 結論

以上により判断すれば、令和七年度と同様に令和八年度についても随意契約でなされることを前提とした本件事業に係る契約の違法又は不当を理由に、業務委託契約、支出命令及び公金の支出の差止めを求める請求人の主張は、これを認めることができない。

また、令和九年度以降については、当該年度の予算成立前で

あり、当該財務会計行為がなされることが相当の確実さで予測される場合に当たらないことから、住民監査請求の対象とならない。

二〇二六文監第四四号

令和八年五月二十九日

文京区監査委員 渡部 敏明

同 松本 理恵子

同 岡崎 義顯

文京区議会議長 市村 やすとし 様

令和七年度令和八年四月分及び令和八年度四月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第二項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和七年度令和八年四月分及び令和八年度四月分の現金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和八年五月二十七日、二十八日

三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。
(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一から第十二までの十二件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第一 議案 第二号 文京区特別区税条例の一部を改正する

条例

日程第二 議案 第八号 窓口カウンター外九点の買入れについて

て

日程第三 議案 第九号 建物の処分について

日程第四 議案 第十号 建物の処分について

日程第五 議案 第十一号 建物の処分について

日程第六 議案 第十二号 建物の処分について

日程第七 議案 第十三号 建物の処分について

日程第八 議案 第十四号 建物の処分について

日程第九 議案 第十五号 建物の処分について

日程第十 議案 第十六号 建物の処分について

日程第十一 議案 第十七号 文京シビックセンター避難階段手すり

その他改修工事請負契約

日程第十二 議案 第一号 令和八年度文京区一般会計補正予算

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第二号及び第八

号から第十七号まで並びに第一号の十二議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第二号は、文京区特別区税条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日等でございます。

議案第八号から議案第十七号までの十議案は、事件案でございます。議案第八号は、窓口カウンター外九点の買入れについてでございます。

本案は、戸籍住民課来庁者スペースの利便性及び快適性の向上のため、窓口カウンターほか九点を買入れるものでございます。

契約の方法は、地方自治法施行令第六十七条の二第二項第二号の規定による随意契約で、契約金額は、金三千四百三十二万円、契約の相手方は、東京都江東区東陽二丁目三番二十五号、株式会社内田洋行営業支援統括グループ、取締役常務執行役員、営業支援統括グループ統括小柳諭司でございます。

議案第九号から第十六号までは、建物の処分についてでございます。議案第九号は、コーポ根津清水の四〇一を処分するため、提案するものでございます。

処分価格は、金八千二百六十三万円、相手方は、実用根津ホーム株式会社でございます。

議案第十号は、コーポ根津清水の七〇一を処分するため、提案するものでございます。

処分価格は、金九千八万九千円、相手方は、個人でございます。

議案第十一号は、コーポ根津清水の七〇三を処分するため、提案す

るものでございます。

処分価格は、金九千二百三十三万円、相手方は、個人でございます。

議案第十二号は、コーポ根津清水の八〇一を処分するため、提案するものでございます。

処分価格は、金一億一千万円、相手方は、個人でございます。

議案第十三号は、コーポ根津清水の九〇三を処分するため、提案するものでございます。

処分価格は、金九千三百八十八万円、相手方は、株式会社青山メイランドでございます。

議案第十四号は、コーポ根津清水の一〇一を処分するため、提案するものでございます。

処分価格は、金九千五百万円、相手方は、実用根津ホーム株式会社でございます。

議案第十五号は、コーポ根津清水の一〇二を処分するため、提案するものでございます。

処分価格は、金八千五百六十五万七千円、相手方は、株式会社MYアセットでございます。

議案第十六号は、コーポ根津清水の一〇三を処分するため、提案するものでございます。

処分価格は、金八千四百七十八万七千円、相手方は、株式会社MYアセットでございます。

議案第十七号は、文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事請負契約でございます。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金一億八千五百二十四万円、契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目二十九番二十六、一〇一、山口建

設株式会社、代表取締役山口巖でございます。

議案第一号は、令和八年度文京区一般会計補正予算で、総額三億九千六百八十三万二千円を追加する、本年度第一回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

一般財源として、財政調整基金からの繰入金三億三千八百三十二万三千円を計上いたしました。

特定財源として、都支出金五千八百五十万九千円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

民生委員・児童委員活動費の引上げ及び民生委員・児童委員の空調服購入に要する経費として、三千九十七万六千円を計上いたしました。このほか、低所得世帯及び生活保護世帯を対象としたエアコン購入及び設置費用助成に要する経費三千三百六十四万八千円、小日向台町小学校隣地の取得に要する経費三億三千万円等を計上いたしました。以上により、一般会計の総額は、一千六百八億七千八百八十三万二千円となります。

次に、予算総則第二条は、債務負担行為の補正でございます。

柳町小学校・柳町子どもの森等の改築工事について、契約変更に伴い、新たに期間及び限度額を定めるものでございます。

以上御説明申し上げました十二議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第二号及び第八号から第十七号まで並びに第一号の十二件は、

総務区民委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第二号及び第八号から第十七号まで並びに第一号の十二件は、総務区民委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第十三を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十三 議案 第三号 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第三号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第三号は、文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第三号は、厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第三号は、厚生委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第十四から第十六までの三件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十四 議案第四号 文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第十五 議案第十八号 バリアフリー整備工事（区道第八八九号）請負契約

日程第十六 議案第二十四号 文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の一部変更について

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第四号、第十八号及び第二十四号の三議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第四号は、文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、地区計画の変更に伴い、計画地区を追加し、当該計画地区内における建築物の制限を定めるほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第十八号は、事件案で、バリアフリー整備工事（区道第八八九号）請負契約でございます。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金四億七百万円、契約の相手方は、ダイマス・古市建設共同企業体でございます。

議案第二十四号は、事件案で、文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の一部変更についてでございます。

本案は、工事の内容の変更に伴い、契約の一部を変更するため、提案するものでございます。

契約金額は、金二億一千三十三万五千四百円、変更前の金額は、金一億九千八百六十三万三百円でございます。

契約の相手方は、東京都江東区冬木六番二十五号、株式会社ランデック、代表取締役石川綾子でございます。

以上御説明申し上げました三議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第四号、第十八号及び第二十四号の三件は、建設委員会に付託

したいと思っています。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第四号、第十八号及び第二十四号の三件は、建設委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第十七から第二十四までの八件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十七 議案第五号 文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例

日程第十八 議案第六号 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例

日程第十九 議案第七号 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に關する協議について

日程第二十 議案第十九号 文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

日程第二十一 議案第二十号 文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

日程第二十二 議案第二十一号 文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

日程第二十三 議案第二十二号 文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

日程第二十四 議案第二十三号 文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に關し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第五号から第七号まで及び第十九号から第二十三号までの八議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第五号は、文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、利用時間の単位を変更するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年十月一日でございます。

議案第六号は、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、学園の使用に係る見直しを行うため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日等でございます。

議案第七号及び議案第十九号から議案第二十三号までの六議案は、事件案でございます。

議案第七号は、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に關する規約の変更に關する協議についてでございます。

本案は、児童相談所を設置する特別区において、措置費共同経理課

を共同設置する自治体を追加するため、規約の一部を変更する必要がある。地方自治法第二百五十二条の七第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、提案するものとさせていただきます。

変更期日は、令和八年十一月一日でございます。

議案第十九号は、文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約でございます。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金四億一千三百一十七千円、契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目二十九番二十六・一〇一号、山口建設株式会社、代表取締役山口巖でございます。

議案第二十号は、文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約でございます。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金三億二千八十九万二千円、契約の相手方は、東京都文京区千石四丁目二十六番十九号、株式会社リン・ドス、代表取締役東海林諭でございます。

議案第二十一号は、文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約でございます。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金三億二千七百八十万円、契約の相手方は、東京都文京区本駒込二丁目十九番三号、トリヤマ株式会社、代表取締役鳥山幸得太でございます。

議案第二十二号は、文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約でございます。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金二億六千二百三十五万円、契約の相手方は、東京都文京区千駄木二丁目四十二番八号、株式会社上之原工務店、代表取締役上之原一光でございます。

ます。

議案第二十三号は、文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約でございます。

本件は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金二億五千十四万円、契約の相手方は、東京都文京区水道一丁目十二番十五号、株式会社ビッグルフ、代表取締役大屋高広でございます。

以上御説明申し上げました八議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第五号から第七号まで及び第十九号から第二十三号までの八件は、文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第五号から第七号まで及び第十九号から第二十三号までの八件は、文教委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、請願の付託について申し上げます。

受理いたしました請願十二件は、請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、六月四日午後二時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十八分散会